

第5章

実現に向けての方策



第1節 実現に向けての方策

1 市民、企業、行政等の役割分担によるまちづくり

都市計画マスタープランの実現を図るためには、市民ひとりひとりが自分たちもまちづくりに携わっているという認識が必要です。

また、行政は市民をパートナーとして、まちづくりに関する情報や技術の提供、住民のまちづくり活動への支援を行うとともに、NPO・ボランティア団体、筑波大学などの大学・研究機関、民間企業等のまちづくりへの協力体制の確立、さらに企業における建築活動・開発行為への適切な誘導規制を図る必要があります。

市民、NPO・ボランティア団体、大学・研究機関、民間企業、そして行政の役割分担と相互の協働により、創造的でかつ透明性のあるまちづくりを推進します。

2 まちづくり関連手法の活用

都市計画マスタープランの実現には、都市計画法等に基づいた事業によって市街地整備や建築物等の規制、誘導を行い、まちづくりを進めることが基本的な手法となります。

「用途地域」、「特別用途地区」、「地区計画」等による市街地形成を図るための規制・誘導方策や、「市街地再開発事業」、「土地区画整理事業」等の市街地整備事業など、各々の事業の役割と特性を踏まえ、総合的に活用しながらまちづくりを進めます。

また、新たな制度として、市民が都市計画の案を提案できる「都市計画提案制度」が創設されており、まちづくりの担い手である市民の意識の啓発を図るためにも、この制度の積極的な活用を推進します。

3 都市基盤整備の充実

つくば市の都市基盤整備の状況としては、整備が完了している研究学園地区とそれ以外の周辺地域とでは格差が見られます。

今後は、この格差を縮小していくためにも、周辺地域においては、道路、公園及び上下水道などの生活に身近な都市基盤整備の充実を図ります。

また、つくばエクスプレス沿線開発地区の早期市街化に向けた都市基盤整備の推進や研究学園中心地区における都市施設整備を進めることにより、つくば市全体としての都市機能の充実を図ります。

4 まちづくり条例の検討

住民参加によるまちづくりを実現するために、自治体独自の開発ルール、または、その手続きを規定したまちづくり条例を検討します。まちづくり条例には、概ね以下の4つの類型があります。

(1) 自治基本条例による市民参加のまちづくり

自治体運営の基本原則、理念などを総合的に規定し、その中で、自治体が計画、実施、評価等を行うに当たって、市民参加の方法等を規定する条例です。

(2) 市民参加の開発協議方式のまちづくり条例

地域に大きな影響を及ぼす大規模開発について、その可否を行政だけが判断するのではなく、市民参加による開かれた過程の中で民主的に決定する手続きを定めている条例です。

(3) 地区まちづくり推進方式のまちづくり条例

地区住民が地区内の開発ルールなどを定めた案を行政に提案することができ、また、その内容をいかして行政と住民が地区計画制度等の適用を検討していく条例です。

(4) 住民の自主的なまちづくりの仕組みを定めた条例

住民自ら地区の目標とする将来像・計画を立案し、行政とまちづくり協定を結ぶことによって、その地区内の開発は、住民が立案した計画に適合するよう指導される仕組みを持った条例です。

5 国、県等と連携したまちづくり

つくば市は、国の事業による研究学園都市の整備や茨城県の施設の立地など、国や茨城県の関わりが深いことから、国、茨城県等との連携を強化するとともに、市の施策への協力を積極的に要請します。

また、道路・交通ネットワークの形成のように、つくば市だけでなく、近隣市町村を含めた広域的な視点からの整備も重要となる分野もあることから、必要に応じて近隣市町村との連携・協力を図ります。

6 事業の推進の考え方

つくば市における各種まちづくり事業の取り組みは、総合計画及び実施計画と都市計画マスタープランを連携させ、事業の緊急性、必要性等により、優先順位を考慮するとともに、可能な限り国、県の助成制度を活用した財政措置を図りながら事業推進を進めます。

7 住民のまちづくり活動に対する支援方策の検討

地域のまちづくりを推進していくためには、担い手である人材の育成、まちづくりに対する情報提供、自主的まちづくり活動への支援など、様々な支援方策を検討します。